に、当該法人を設立する特定多国籍企業、当該特定多国籍企業の子法人等又は当該特定多国籍企業の総株主等の議決権（総株主又は総出資者の議決権をいう。以下同じ。）の過半数を保有している法人が、当該設立される法人、当該特定多国籍企業（内国法人（国内に本店又は主たる事務所を有する法人をいう。以下このイにおいて同じ。）に限る。）、当該特定多国籍企業の子法人等（内国法人に限る。）又は当該特定多国籍企業の子法人等が総株主等の議決権の過半数を保有している法人（内国法人に限る。）に出資を行い、これらの法人の資本金の額を統括事業の実施期間（事業実施計画に記載された事業実施期間をいい、当該事業実施期間が三年を超える場合には事業実施計画の提出の日から三年間とする。ロにおいて同じ。）中に総額五億円以上増加させることが見込まれる場合において設立されるものに限る。）

ロ　統括事業の確実な実施を図ることが見込まれる法人として、次のいずれかに該当する法人

(1)　統括事業における雇用の確保に資する法人として、次のいずれにも該当する法人

(i)　統括事業に常時使用する従業員の数の見込みが、統括事業の実施期間の初年度においては十人以上、その最終年度においては十八人以上である法人

(ii)　統括事業に常時使用する従業員の年間の給与の合計額の見込みが、統括事業の実施期間の初年度においては八千万円以上、その最終年度においては一億五千万円以上である法人

(iii)　統括事業に常時使用する従業員が国内に居住する者である法人

(iv)　統括事業に常時使用する従業員が外国人である場合には、当該外国人が統括事業の実施に必要な在留資格を有する者である法人

(2)　統括事業の用に供する機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物の取得等に関する計画において、取得価額（法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）第五十四条第一項各号の規定により計算した取得価額をいう。）が、機械又は装置にあっては二千万円以上、建物及びその附属設備又は構築物にあっては一億円以上であるものを取得することが見込まれる法人

ハ　資本金の額が一億円以上の法人

ニ　特定多国籍企業と密接な関係を有する法人として、次のいずれかに該当する法人

(1)　当該特定多国籍企業がその総株主等の議決権の過半数を保有している法人

(2)　当該特定多国籍企業及びその子法人等が合算してその総株主等の議決権の過半数を保有している法人（(1)に掲げる法人を除く。）

二　規則第三条第一項第二号に掲げる書類として、別記様式による統括事業に関する計画書が添えられていること。

2　前項第一号イ及び二並びに第四項の「特定多国籍企業」とは、次の各号のいずれにも該当する法人をいう。

一　法人の本店又は主たる事務所が所在する国又は海外の地域（以下「国等」という。）以外の国等に当該法人（次項において「特定法人」という。）の子法人等を設立している法人

二　国際的規模で事業活動を行っていると認められる法人として、法人及びその子法人等が、その本店又は主たる事務所が所在する国等を含む二以上の国等に主たる事業に係る事務所、店舗、工場その他の固定施設及び当該事業を行うに必要と認められる当該事業に従事する者を有していることその他事業活動を行うために必要な実施体制を整備しているもの

三　高度な知識又は技術を有すると認められる法人として、我が国以外の国等における統括事業の実施に関し相当の実績（その子法人等による実績を含む。）を有するもの

3　第一項第一号イ及び二並びに前項の「子法人等」とは、次のいずれかに該当する法人をいう。

一　特定法人がその総株主等の議決権の過半数を保有している法人

二　特定法人及び前号に掲げる法人が合算してその総株主等の議決権の過半数を保有している法人

三　（特定法人がその総株主等の議決権を保有している場合に限り、前号に掲げる法人を除く。）特定法人の総株主等の議決権の過半数を保有している法人及び特定法人が合算してその総株主等の議決権の過半数を保有している法人（特定法人がその総株主等の議決権を保有している場合に限り、第一号に掲げる法人を除く。）

四　特定法人及び前号に掲げる法人が合算してその総株主等の議決権の過半数を保有している法人（特定法人がその総株主等の議決権を保有している場合に限り、第一号に掲げる法人を除く。）

4　第一項第一号イの「親法人等」とは、次のいずれかに該当する法人とする。

一　当該特定多国籍企業がその総株主等の議決権の過半数を保有している法人

二　当該特定多国籍企業の総株主等の議決権の過半数を保有している他の法人（当該特定多国籍企業及び前三号に掲げる法人がその総株主等の議決権の過半数を保有している法人を除く。）

三　前号に掲げる法人がその総株主等の議決権の過半数を保有している他の法人（当該特定多国籍企業及び前三号に掲げる法人を除く。）

四　当該特定多国籍企業及び前三号に掲げる法人が合算してその総株主等の議決権の過半数を保有している他の法人（当該特定多国籍企業及び前三号に掲げる法人を除く。）

附　則

この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。

別記様式

統括事業に関する計画書

1　申請者の基本情報

(1)　申請者の基本情報

イ）資本金：	
ロ）常時雇用する従業員数：	
ハ）業種：	
ニ）決算月：	
ホ）事業目的：	
ヘ）連絡先（電話番号、ＦＡＸ番号、担当者名）：	
ト）法人設立登記時期	年　月
チ）法人設立等の形態	□　個人企業を法人組織とする法人でないこと □　合併、会社分割、現物出資又は事業譲渡等により設立する法人でないこと □　特定多国籍企業により設立された法人であること

(2)　申請者に関する出資関係図